

その他留意事項

その他留意事項

- 1 施工中、配水管を破損した場合は、直ちに水道部に連絡するとともに、他に影響を及ぼさぬよう適切な措置を講ずること。
なお、この修繕に要する費用は、原因者の負担とする。
- 2 改造工事が見込まれる給水装置新設工事にあつては、原則として新設工事申請の際、改造工事を同時に申請すること。
- 3 オートロックシステムを設置する建物については、給水装置工事申込時に誓約書（別記①例 参照）を提出すること。
- 4 この基準は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日まで、なお従前の基準により施工することができる。

誓 約 書

年 月 日

松戸市水道事業管理者

住 所
申 込 者 氏 名 ⑩
電 話 番 号

設置場所

上記設置場所において、防犯上オートロックシステムを設置いたしますが、水道部が行う下記業務により水道部職員又は水道部の指定する代理人が建物内に立ち入る場合に、支障ないようにオートロックシステムを解除する等水道部の指示に従います。

又、管理会社及び住居者に対しても本主旨を周知いたします。

なお、当該建物を第三者に譲渡する場合は、必ず水道部に届け出るとともに、譲受人に対し本主旨を継承することを併せて誓約いたします。

記

1. 給水契約及び給水契約解除に伴う開閉栓業務
2. 量水器の検針、取り付け及び取り外し業務
3. 検定期限満了に伴う量水器の取り替え業務
4. 水道料金未払い者に対する給水停止及び給水停止解除業務
5. その他、急を要する維持管理業務